

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日は、その翌日)

規則

目次

◆規則 鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

(一件五十万円未満の事後調定を除く。)

二十二 前号のほか一件百万円未満の歳入金の調定(一件五十万円未満の事後調定を除く。)

別表第三人事課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

十三 自治大学校への研修生の派遣の決定

別表第三職員厚生課の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。

一 地方公務員法第四十二条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の樹立

八 婦人更生資金貸付制度要綱に基づく一時償還及び貸付けの決定

別表第三厚生援護課の項課長専決事項の欄第八号の次に次の一号を加える。

え

八の二 鳥取県婦人更生資金貸付規則(昭和三十三年五月鳥取県規則第十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条の規定による貸付けの決定

(二) 第十条第二項の規定による償還金の支払猶予の決定

別表第三婦人児童課の項課長専決事項の欄第七号及び第八号を次のように改める。

七 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第三号の規定による職親の認定

八 精神薄弱者援護措置費の国庫負担及び国庫補助に係る事務費支弁単価の決定

別表第三農企画課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

四 農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則第三条の規定による農林漁業

別表第二課長共通専決事項の欄第二十一号及び第二十二号を次のように改める。

二十一 負担金、補助金その他これらに類するものの歳入金の調定
別表第二課長共通専決事項の欄第二十一号及び第二十二号を次のように改める。

(鳥取県本府事務決裁規則の一部改正)

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則
昭和四十六年三月三十一日

金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）別表第一第二号に

規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書、工事竣

別表第三 農業指導課の項部長専決事項の欄第六号(中)一(地方機関等)

（地方機関）中「（地方農林振興局長の項第八号七の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）」を削り、同号（四）中「

等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第八号(八)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)」を削り、同号(四中)「(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第八号(九)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)」を削り、同欄第十号中「第四」を「第四条」に改め、同欄第十一号ヲを次のように改める。

一 農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則第三条の規定による農林漁業金融公庫法別表第一第一号(ハ及びカ)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書の農林漁業金融公庫への提出

別表第三農業指導課の項課長専決事項の欄第七号(一)中「(地方機関等

決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第八号(一)の規定により地方農林

振興局長に委任された事務を除く。」を削り、同号(二)中「(地方機関等央哉見則別表第二他方農林振興局長の貢第(一)(二)の見定てより)他方

（令和表規則別表第一 地方農林振興局長の項第八号(三)の規定により地
農林振興局長に委任された事務を除く。）」を削り、同号(三)中「（地方

方農林振興局長に委任された事務を除く。)」を削り、同号四中「(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第八号四の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)」を削り、同号五中「(

地方機関等決裁規則別表第一地方農林振興局長の項第八号(五)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)」を削り、同号(四)中

「（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第八号~~(六)~~の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）」を削り、同欄第八号中「（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第九号の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）」を削る。

別表第三農業振興課の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。
八 農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則第三条の規定による農林漁業
金融公庫法別表第一第一号及び別表第二第四号に規定する資金に
係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書、工事竣工認定調書及び
補助金交付状況調書の農林漁業金融公庫への提出

九 農業委員会等に関する法律第二十条第三項ただし書の規定による農業委員会の農地主事の任免の承認

別表第三農産園芸課の頂部長専決事項の欄第一号を次のように改める
一 耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）に基づく知事の

権限に属する事務のうち次に掲げるもの

第三条第一項の規定による耕土培養地域の指定

(四) 第四条第一項又は第二項の規定による対策調査の実施の決定

（三）第四多第五少の起火による表土培養の実施の要否の指示又は制

四 第五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の

規定による耕土培養事業計画の承認

(五) 第六条第一項又は第二項の規定による耕土培養事業の施行に関する必要な指導又は耕土培養に關し必要な報告の要求

(イ) 第七条第一項の規定による農地への立入調査又は調査のため必要な土じよう若しくは農作物の集取る。

別表第三農産園芸課の項部長専決事項の欄第一号の次に次の二号を加える。

一の二 耕土培養法施行令(昭和二十七年政令第四百六十五号)第四条の規定による耕土培養の実施に關し必要な事項の決定及び指示

別表第三農産園芸課の項部長専決事項の欄第五号を次のように改める。

五 農林漁業金融公庫融資調査委団規則第三条の規定による農林漁業金融公庫法別表第一第一号(一の二、八及び九並びに別表第二第二号

に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書の農林漁業金融公庫への提出

別表第三農産園芸課の項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。一 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第百三十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による指定種子生産場の指定

(二) 第四条第一項及び第二項の規定によるほ場審査及び生産物審査

(三) 第六条の規定による主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第十三号を次のように改める。

十三 農林漁業金融公庫融資調査委団規則第三条の規定による農林漁業金融公庫附則第二十三項、別表第一第一号(八及び九並びに別表第二第二号に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事進捗状況調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書の農林漁業金融公庫への提出

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第八号中「第三」を「第三条」に改め、同号中「(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第十二号)」の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。」を削る。

別表第四第二号を次のように改める。

二 経理室長専決事項

(一) 一件五十万円未満の歳入金の事後調定

(二) 一件二百万円未満の歳出命令

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方農林振興局長の項第一号中「農林部関係」を「林務課、造林課及び耕地課関係」に改め、同項中第五号から第十一号までを削り、同項第十二号(八及び九並びに十)中「農業関係資金及び」を削り、同号中(八及び九)を削り、(十)を(八)とし、同号を同項第五号とし、同項中第十三号を第六号とし、第十四号を削り、第十五号を第七号とし、第十六号から第十八号までを削り、第十九号を第八号とし、第二十号を第九号とし、同項第二十一号中「並びに委託契約の締結及び委託料の交付」を削り、同号を同項第十号とし、同項第二十二号中「並びに委託契約の締結及び委託料の交付」を削り、同号を同項第十一号とし、同項中第二十三号から第二十五号までを削り、第二十六号を第十二号とし、第二十七号から第四十四号までを十四号ずつ繰り上げ、第四十五号を削り、第四十六号を第三十号とし、第四十七号から第四十九号までを削り、第五十号を第三十二号とし、第五十一号から第五十三号までを十八号ずつ繰り上げる。

別表第四地方農林振興局長の項第八号及び第九号を削る。

附則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十二号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を

次のように改正する。

第六条第二項の表中

職員厚生課 厚生係・共済係・職員診療所

を

職員厚生課 厚生係・業務係・福祉係・職員診療所

を

厚生援護課

経理室・保護係・福祉係・社会係・調査係・補償係

を

厚生援護課

経理室・保護係・更生係・老人福祉係・社会係・

を

調査係・補償係

に、

婦人児童課

管理係・育成係・母子福祉係・障害福祉係

を

同和対策課

振興係・施設係

に、

る。

第六条第三項中「経営係」の下に「農林部水産課漁港施設室に管理

係及び建設係」を加える。

第九条人事課の項中第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

第十 白治研修所に關すること。

第九条人事課の項中第七号を第八号とし、第五号及び第六号を一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の研修に關すること。

第九条職員厚生課の項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とす

る。

第九条検査課の項を次のように改める。

検査課

一 県が施行する建設工事の検査に關すること。

衛生課 薬事係・健康管理係・薬事係・食品衛生係・環境衛生係・温泉係

を

農産園芸課 食糧農産係・植物防疫係・そ菜特産係・果樹係

を 農産園

芸課 食糧農産係・植物防疫係・野菜特産係・果樹係

を 水産課

漁政係・企画振興係・指導係・流通係・施設係

を 水産課

施設室・漁政係・企画振興係・指導係・流通係

を 都市計画課

係・建設係

を 都市計画課

計画係・建設係・公園緑地係

都市計画課 計画係・建設係

を 水産課

計画

二 县費補助に係る建設工事の検査に関すること。

第十条厚生援護課の項中第三号を次のように改める。

三 売春防止に関すること

第十一条厚生援護課の項中第十九号を次のように改める。

十九 福祉事務所、身体障害者更生相談所、婦人相談所、肢体不自由者更生施設、婦人保護施設、養護老人ホーム及び

第十条婦人児童課の項中第三号を次のように改める。

三 精神薄弱者福祉に關すること。

第十条婦人児童課の項第六号中「婦人相談所」を削り、「及び婦人保護施設」を「精神薄弱者更生相談所、精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設」に改める。

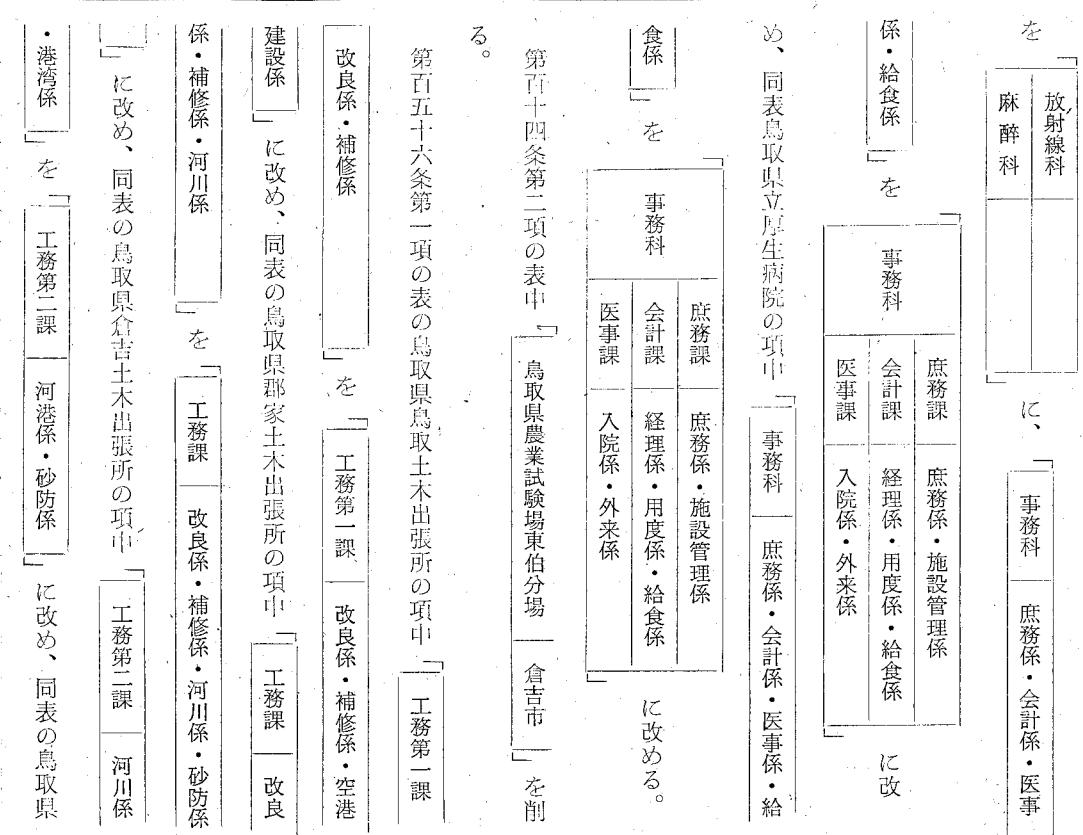
第四十一条の表中 気高郡鹿野町 を 烏取市 に改める。

第五十二条の表中	鳥取県中央児童相談所	庶務係・相談保護係・判定係
導係	鳥取県中央児童相談所	庶務係・相談保護係・判定係
を	鳥取県中央児童相談所	庶務係・相談保護係・判定係

・判定指導係
に改める。

第七十九条中「下欄に掲げる」の下に「課及び」を加える。

第七十九条の表鳥取県立中央病院の項目



米子土木出張所の項中

工務第二課

河川係・港湾係

を

工務第二課 河港係 砂防係・治水ダム係

に改める。

第一百五十六条第二項工務第一課の項に次の一号を加える。

六 空港拡張工事に関すること(郡家土木出張所、倉吉土木出張所、米子土木出張所及び根雨土木出張所を除く。)。

第一百五十六条第二項工務第二課の項第一号中「漁港工事」を削る。

附 則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。